

## 職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																																								
専門学校 北海道福祉・保育大学校	平成7年4月1日	渡邊 祐美子	〒 060-0063 (住所) 札幌市中央区南3条西1丁目15番地 (電話) 011-272-6085																																								
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																																								
学校法人吉田学園	昭和53年10月31日	吉田 祐樹	〒 060-0063 (住所) 北海道札幌市中央区南3条西1丁目15番地 (電話) 011-272-6070																																								
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																																						
教育・社会福祉	専門課程	社会福祉学科	-	令和1(2019)年度	令和1(2019)年度																																						
学科の目的	本学科は、関連法令に基づき、多様な社会福祉についての理論と技能を授け、社会的に有意な人材を育成することを目的とする。																																										
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	社会福祉の分野で、あらゆるニーズや制度に対応できるよう、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士3つの資格取得を目指すことができる。高齢者や障がい者、児童など、それぞれの対象者に合わせた支援ができる力の身につく実習が用意されている。社会へ出るまでに3分野の現場を見ることができるので、現場への理解や自身の視野の広がりにも繋がる。就職後に役立つ接遇を学ぶキャリアデザインや、自分の関心テーマをとことん深める卒業研究などを展開。また、医療系姉妹校との連携授業で「チーム医療」についても学ぶことができる。																																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																																				
4年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 4,094 単位時間 - 単位	2,438 単位時間 - 単位	720 単位時間 - 単位	936 単位時間 - 単位	0 単位時間 - 単位	0 単位時間 - 単位																																				
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																																							
110人	55人	0人	0%	5%																																							
就職等の状況	<table border="1"> <tr><td>■卒業者数(C)</td><td>:</td><td>15</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職希望者数(D)</td><td>:</td><td>14</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職者数(E)</td><td>:</td><td>14</td><td>人</td></tr> <tr><td>■地元就職者数(F)</td><td>:</td><td>14</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職率(E/D)</td><td>:</td><td>100</td><td>%</td></tr> <tr><td>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)</td><td>:</td><td>100</td><td>%</td></tr> <tr><td>■卒業者に占める就職者の割合(E/C)</td><td>:</td><td>93</td><td>%</td></tr> <tr><td>■進学者数</td><td>:</td><td>1</td><td>人</td></tr> <tr><td>■その他</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							■卒業者数(C)	:	15	人	■就職希望者数(D)	:	14	人	■就職者数(E)	:	14	人	■地元就職者数(F)	:	14	人	■就職率(E/D)	:	100	%	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	:	100	%	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	:	93	%	■進学者数	:	1	人	■その他			
■卒業者数(C)	:	15	人																																								
■就職希望者数(D)	:	14	人																																								
■就職者数(E)	:	14	人																																								
■地元就職者数(F)	:	14	人																																								
■就職率(E/D)	:	100	%																																								
■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	:	100	%																																								
■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	:	93	%																																								
■進学者数	:	1	人																																								
■その他																																											
(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)																																											
■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 総合病院、福祉施設 他																																											
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 一 受審年月: 一 評価結果を掲載したホームページURL: 一																																										
当該学科のホームページURL	https://yoshida-fukushijp/shakai/																																										
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>4,094 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>936 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>4,094 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>936 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> (B : 単位数による算定) <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>- 単位</td></tr> </table>							総授業時数	4,094 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	936 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	4,094 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	936 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総単位数	- 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位	うち必修単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位								
総授業時数	4,094 単位時間																																										
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	936 単位時間																																										
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																										
うち必修授業時数	4,094 単位時間																																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	936 単位時間																																										
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																										
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																										
総単位数	- 単位																																										
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位																																										
うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位																																										
うち必修単位数	- 単位																																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位																																										
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位																																										
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位																																										
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>1人</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>2人</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>-人</td></tr> <tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>1人</td></tr> <tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>-人</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>4人</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>4人</td></tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	-人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	-人	計		4人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1人																																									
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人																																									
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	-人																																									
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1人																																									
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	-人																																									
計		4人																																									
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4人																																										

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程編成委員会は、実践的かつ専門的な職業教育を実践するため、企業等との連携・意見交換を通じて必要な情報の把握・分析を行い、実践教育課程の編成に活かすため、事業について審議を行う。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①学校教職員2名以上、教育・社会福祉分野に関する企業等の役職者2名以上により構成し、実践的かつ専門的な職業教育の実施に向け、必要な情報の把握・分析を行い、実践教育課程の編成に活かすため、次の事業について審議を行う。

・業界における人材の専門性の動向、国又は地域の産業振興の方向性に関する事項

・実務に必要な最新の知識・技術・技能に関する事項

・学則の教育課程に関する事項

・教育課程に基づくシラバスに関する事項

・実習・演習等に関する事項

・その他、職業教育に関する事項

②教育課程編成委員会の提言等を踏まえ、教務部会議にて付議・検討を行い、授業科目の追加や授業内容・方法の改善・工夫を行う。なお、学則変更を伴う教育課程の変更については、理事会の決議を経て行われる。また、シラバス・実習・演習に関する変更については、校長の決裁を経て行われる。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年10月31日現在

名前	所属	任期	種別
佐藤 朋紘	社会福祉法人 札幌市北区社会福祉協議会 事務局長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	①
木村 勝	社会福祉法人 追分あけぼの会 統括施設長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	③
菊地 誠	社会福祉法人清光会 双葉こども園 園長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	③
三原 尚	社会福祉法人宏友会 法人本部 本部長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	③
渡邊 祐美子	専門学校北海道福祉・保育大学校 校長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	—
杉浦 理恵	専門学校北海道福祉・保育大学校 副校長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	—
長谷川 香	専門学校北海道福祉・保育大学校 学科長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	—
吉岡 秀典	専門学校北海道福祉・保育大学校 副学科長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年間開催数:2回 開催時期:8月及び2月

(開催日時(実績))

第1回 令和6年 9月 25日 18:00～

第2回 令和7年 2月 25日 17:30～

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

現行のカリキュラムやシラバスの確認、実習・演習内容について説明を行い、実習の現状について意見交換を行った。

また、現場での防災・災害にかかる取り組みについて意見を拝聴し、教育内容に取り入れている。

さらに、現場でのメンタルヘルス研修について示唆を得て、今後の教育内容に反映することを検討している。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習委託契約書による連携を基本とし、専門的な知識を実践的に活用すべく、技術習得を目指す。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

介護福祉実習やソーシャルワーク実習(社会福祉士、精神保健福祉士)において、実習前指導として施設や事業所での事前体験・見学、フィールドインストラクターによる講義・演習等を実施している。また、実習の実施にあたり実習先と協定書を締結し、実習中は週1回程度の訪問指導を実施し、実習内容や実習評価のすり合わせを行っている。実習後は、実習報告会を開催し、適時、実習指導者にも参加いただいている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企 業 連 携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護福祉基礎実習	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	地域における多様な場において、対象者の生活理解、地域での暮らしを支える施設等の役割理解を図り、介護福祉実践者としてのかかわり方や役割を学ぶ。	札幌市社会福祉協議会 老人デイサービス事業ウイズ東苗穂 グループホームグッドケア・中の島生活介護事業所ドリーム 児童デイサービス翔 (60)
介護福祉実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	学内での講義・演習を通して修得した知識・技術やこれまでの介護福祉実習を踏まえて、介護過程を展開し、自立支援に向けた日常生活援助や個別ケアを実践する能力を養う。	特別養護老人ホームオニオンコート 障害者支援施設きさく苑 セージュ新ことに 手稲リハビリテーションセンター 友愛ナーシングホーム (13)
ソーシャルワーク実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	学内での講義・演習を通して修得した知識・技術を基に、医療機関や福祉施設等でソーシャルワークの価値・知識・技術を一体的に実践することにより、社会福祉専門職として総合的に対応できる能力、実践的な知識・技術等を修得する。	児童養護施設柏葉荘 児童デイサービスコンチェルト グリンハイム ケアセンターら・せれな 愛全病院 (21)
ソーシャルワーク実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	学内での講義・演習を通して修得した知識・技術を基に、精神科医療機関やクリニックでソーシャルワークの価値・知識・技術を一体的に実践することにより、社会福祉専門職として総合的に対応できる能力、実践的な知識・技術等を修得する。	札幌なかまの杜クリニック 札幌太田病院 さっぽろ香雪病院 旭山病院 あしりべつ病院 (11)
ソーシャルワーク実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	学内での講義・演習を通して修得した知識・技術を基に、精神に障がいがある人の地域生活を支える地域事業所でソーシャルワークの価値・知識・技術を一体的に実践することにより、社会福祉専門職として総合的に対応できる能力、実践的な知識・技術等を修得する。	相談室みなみ ここリカ・プロダクション charabanc at dispo. MHC北ひろしま 就労支援センターソエル (10)

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教員は次に掲げる各研修を通して、現在就いている業務又は将来就くことが予想される業務の遂行に必要な知識・技術等を修得するとともに、その他その遂行に必要な能力・資質等の向上を図ることを基本方針とする。

- ・教職員研修会
- ・専門学校教育研修会
- ・階層別研修
- ・外部研修等(学会等を含む)

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	全国社会福祉教育セミナー	連携企業等:	厚生労働省、文部科学省、法務省、内閣府、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会全国社会福祉教育セミナー―福祉協会、公益社団法人日本介護福祉士会、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会、認定社会福祉士認証・認定機構、全国福祉高等学校長会、ソーシャルケアサービス研究協議会、一般社団法人日本社会福祉学会、日本地域福祉学会
期間:	令和6年11月16日(土)・17日(日)	対象:	正職員、嘱託職員
内容	革新に挑むソーシャルワーク～ソーシャルワーク教育の過去・現在・未来～		
研修名:	北海道ブロック社会福祉教育セミナー	連携企業等:	北海道社会福祉士会、北海道精神保健福祉士協会、北海道MSW協会
期間:	令和6年12月15日(日)13:00～17:00	対象:	正職員、嘱託職員
内容	ソーシャルワーク実習の実施状況と今後の課題～実習指導者から見た養成校の取り組みと実習実施状況を基に～		
<b>②指導力の修得・向上のための研修等</b>			
研修名:	文部科学省認定「職業実践専門課程」に係る研修会	連携企業等:	北海道私立専修学校各種学校教育能力認定委員会
期間:	令和6年12月19日	対象:	北海道私立専修学校各種学校連合会会員校教職員
内容	つながり高め合う これからの学び		
研修名:	専門学校北海道福祉・保育大学校研修会	連携企業等:	星槎道都大学
期間:	令和7年3月24日	対象:	専門学校北海道福祉・保育大学校教員
内容	特別な配慮や支援を必要とする学生への対応のあり方		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	全国社会福祉教育セミナー	連携企業等:	厚生労働省、文部科学省、法務省、内閣府、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会全国社会福祉教育セミナー福祉協会、公益社団法人日本介護福祉士会、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会、認定社会福祉士認証・認定機構、全国福祉高等学校長会、ソーシャルケアサービス研究協議会、一般社団法人日本社会福祉学会、日本地域福祉学会
期間:	令和7年12月13日(土)・14日(日)	対象:	正職員、嘱託職員
内容	『福祉人材確保』×『学校経営』×『ソーシャルワーク教育』～縮小社会に対応するための戦略を考える～		
<b>②指導力の修得・向上のための研修等</b>			
研修名:	北海道ブロック社会福祉教育セミナー	連携企業等:	北海道社会福祉士会、北海道精神保健福祉士協会、北海道MSW協会
期間:	未定	対象:	正職員、嘱託職員
内容	未定		
<b>②指導力の修得・向上のための研修等</b>			
研修名:	文部科学省認定「職業実践専門課程」に係る研修会	連携企業等:	北海道私立専修学校各種学校教育能力認定委員会
期間:	令和7年8月1日(金)	対象:	北海道私立専修学校各種学校連合会会員校教職員
内容	変化する高校生・学生の理解と専門学校教育の展開～社会人基礎力の育成を目指して～		
研修名:	専門学校教育研修会	連携企業等:	Avintonジャパン株式会社
期間:	令和7年8月8日(金)	対象:	学校法人吉田学園専門学校グループ教員
内容	生成AIで教育の未来を創る:実践講座		
研修名:	第67回北海道私立専修学校各種学校教育研修大会	連携企業等:	北海道私立専修学校各種連合会
期間:	令和7年9月2日(火)・3日(水)	対象:	北海道私立専修学校各種学校連合会会員校教職員
内容	新時代を見据えた魅力ある職業教育		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

実践的な専門職教育を担う教育機関として、関係業界等のニーズを踏まえどのような理念・目的・目指す人材像を掲げて取り組んでいるのかを説明し、相互の課題やニーズを共有し、実践的な連携強化を図りながら関係業界において必要な人材養成を行う。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①学校の理念・目的・育成する人材像は定められているか (専門分野の特性が明確になっているか) ②学校における職業教育の特色は何か ③社会経渉のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④学校の理念・目的・育成する人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか ⑤学校の教育目標、育成する人材像は、学校に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2)学校運営	①目的等に沿った運営方針が策定されているか ②運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ④人事、給与に関する規程等は整備されているか ⑤教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑦教育活動等に関する情報公開が適切になされているか ⑧情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	①教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか ②教育理念、育成する人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ④キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか ⑤関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか ⑥関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ・実技・実習等)が体系的に位置づけられているか ⑦授業評価の実施・評価体制はあるか ⑧職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか ⑨成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか ⑩資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ⑪人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ⑫関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)を確保するなどマネジメントが行われているか ⑬関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか ⑭職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4)学修成果	①就職率の向上が図られているか ②資格取得率の向上が図られているか ③退学率の低減が図られているか ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか

(5)学生支援	①進路・就職に関する支援体制は整備されているか ②学生相談に関する体制は整備されているか ③学生に対する経済的な支援体制は整備されているか ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか ⑥学生の生活環境への支援は行われているか ⑦保護者と適切に連携しているか ⑧卒業生への支援体制はあるか ⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか ⑩高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6)教育環境	①施設・設備・図書は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ②学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか ③防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ③納付金は妥当なものとなっているか
(8)財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ③財務について会計監査が適正に行われている ④財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ②個人情報に關し、その保護のための対策がとられているか ③自己点検・評価の実施と問題点の改善を行っているか ④自己点検・評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	①留学生の受入れについて戦略を持って行っているか ②留学生の受入れ、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか ③留学生の学修・生活指導等について学内に適切な体制が整備されているか ④学習成果が国内外で評価される取組を行っているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価において出された意見を基に、学校は評価の低い項目について、職員会議等を通じ確認し、関係各所を交え、教育内容や事務処理の不備などを学校運営における問題点の洗い出しとし改善に努めている。また今後も地域、業界団体役員の意見を拝聴し、学校運営に反映していきたいと考える。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所 属	任期	種別
菊池 恒	札幌狸小路商店街振興組合 顧問	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	商店振興組合顧問
佐藤 朋紘	社会福祉法人 札幌市北区社会福祉協議会 事務局長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等役員
木村 勝	社会福祉法人 追分あけぼの会 統括施設長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	卒業生
菊地 誠	社会福祉法人清光会 双葉こども園 園長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等役員
三原 尚	社会福祉法人宏友会 法人本部 本部長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等役員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

<p>(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期</p> <p>(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ))</p> <p>URL: <a href="https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/fukushi/">https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/fukushi/</a></p> <p>公表時期: 令和6年10月31日</p>	
<p>5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係</p>	
<p>(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針</p> <p>吉田学園の専門学校グループ各学科において、当学科の教育活動を支援してくださる方たちが、吉田学園の教育について深くご理解いただき、業界の更なる発展と地域社会の活性化に向けた連携、協力となる関係構築のため、吉田学園情報公開規定に基づいた情報の提供を行う。</p>	
<p>(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応</p>	
ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の沿革・歴史</li> <li>・設立と教育目標、理念、教育方針</li> <li>・校長名、所在地、連絡先等</li> </ul>
(2)各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員数、在学生数</li> <li>・カリキュラム(授業概要、授業時数等)</li> <li>・進級・卒業要件等(成績評価基準、進級・卒業の認定基準等)</li> <li>・学習の成果として取得を目指す資格等</li> <li>・卒業者数、卒業後の進路(主な就職先、就職者数、就職率等)</li> </ul>
(3)教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員数</li> </ul>
(4)キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職支援等への取り組み状況</li> <li>・現場実習等の取り組み状況</li> </ul>
(5)様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事への取り組み状況</li> <li>・部活動の活動状況および実績</li> <li>・施設・設備等の教育環境</li> </ul>
(6)学生の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生・生活指導への取り組み状況</li> <li>・カウンセリングの体制整備等に関する状況</li> </ul>
(7)学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生納付金の取扱い(学費・納入時期等)</li> <li>・活用できる修学支援の内容(奨学金、経済的支援等制度、貸付金の案内等)</li> </ul>
(8)学校の財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・収支計算書</li> <li>・監査報告書</li> </ul>
(9)学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価、学校関係者評価の結果</li> <li>・評価結果を踏まえた改善方策等</li> </ul>
(10)国際連携の状況	—
(11)その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

<p>(3)情報提供方法</p> <p>(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ))</p> <p>URL: <a href="https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/fukushi/">https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/fukushi/</a></p> <p>公表時期: 令和6年10月31日</p>	

**授業科目等の概要**

(専門課程 社会福祉学科)													
必修	分類		授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携
	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技			
1	○		人間の尊厳と自立	人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性を理解とともに、介護場面においての人間の尊厳の保持、自立(自律)支援を展開できる能力・資質を養う。	1・通	30	2	○			○	○	
2	○		人間関係とコミュニケーション	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要となる基礎的なコミュニケーション能力を養うことを目的とする。	1・前	30	2	○			○	○	
3	○		福祉サービスの組織と経営	専門的に継続的にサービスが提供できる組織について学ぶため、組織形態である法人や組織論、リーダーシップ論を学習する。	4・前	30	2	○			○	○	
4	○		社会学と社会システム	基礎的な社会理論と現代社会の捉え方を理解し、日常と社会の関係、個人と社会の関係を理解する。また、社会問題の存在とその背景を理解し、社会学的観点から考察する。	4・前	30	2	○			○	○	
5	○		地域福祉と包括的支援体制	地域福祉の理論、福祉教育、行政組織と民間組織の役割と実際や、専門職の役割と実際、住民参加の方法など地域福祉の具体的方法論について学習する。	2・通	60	4	○			○	○	
6	○		社会保障	年金保険、医療保険、介護保険等の分野において、その運営システムの内容、課題等を概観し、より望ましい社会保障システムのあり方について紹介する。	2・通	60	4	○			○	○	
7	○		高齢者福祉	高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要について理解する。また、高齢者保健福祉制度の発達過程を学びながら現在の高齢者福祉・支援の関係法規について学ぶ。	1・後	30	2	○			○	○	
8	○		権利擁護を支える法制度	相談援助活動と法とのかかわり、相談援助活動において必要となる成年後見制度とその実態、日常生活上の支援が必要なものに対する権利擁護活動の実態について学習する。	2・後	30	2	○			○	○	
9	○		社会福祉の原理と政策	福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解するとともに、福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。また、福祉政策の構成要素、課題、関連政策との関係や相談援助活動との関係について理解する。	2・通	60	4	○			○	○	
10	○		介護の基本I	自立に向けた介護、介護を必要とする人の理解、介護を必要とする人の生活を支えるしくみなど「その人らしい生活を支援する専門職」としての基本となる考え方を習得する。	1・通	60	4	○			○	○	

11	○	介護の基本Ⅱ	介護福祉の理念や倫理、介護福祉士の役割と機能、介護予防とりハビリテーションなど介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。	1・通	60	4	○			○		○
12	○	介護の基本Ⅲ	本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための多職種理解をし、協働の中での介護福祉士の役割を理解する。	2・前	30	2	○			○		○
13	○	介護の基本Ⅳ	介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護従事者の安全など介護福祉実践における安全を管理するための基礎的な知識を習得する。	2・通	30	2	○			○		○
14	○	コミュニケーション技術	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	2・前	30	2	○			○		○
15	○	手話	聴覚障がい者を理解し、会話手段である手話や指文字、口話などの方法を使って伝え合う方法であることを理解する。	3・後	15	1		○		○		○
16	○	点字	視覚障がい者用(盲人用)文字としての点字を正しく理解するとともに、障がい者のコミュニケーション手段として理解し、読み方、書き方の基礎・基本を中心に理解を養う。	3・後	15	1		○		○		○
17	○	生活支援技術Ⅰ	食事の意義・目的、家事支援の実際など尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、介護実践を行うための知識・技術を習得する。	1・後	30	1		○		○		○
18	○	生活支援技術Ⅱ	自立に向けた家事の支援、被服、衣類の管理など側面から、尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、介護実践を行うための知識・技術を習得する。	1・後	30	1		○		○		○
19	○	生活支援技術Ⅲ	体位交換、移乗・移動、食事、排せつ等の介助技術や居住環境に関する基礎的な知識と技術を習得する。	1・通	90	3		○		○	○	○
20	○	生活支援技術Ⅳ	休息・睡眠環境の整備や自立に向けた身じたくの介護技術に関する基礎的な知識と技術を習得する。	1・通	60	2		○		○		○
21	○	生活支援技術Ⅴ	障害があっても自立を目指し、個別性を尊重した介護を展開するための知識と技能を習得する。また、多様化する社会や日々進化する生活支援に関する知識・技術を習得する。	2・通	60	2		○		○		○
22	○	レクリエーション支援	レクリエーション支援の基礎を学び、理論に裏付けられたレクリエーション活動を実施する能力を身につける。	1・前	30	1		○		○		○
23	○	介護過程の基礎	介護過程の意義・目的、介護過程の展開の一連のプロセスに関する基礎的理を図る。	1・前	30	2	○			○		○
24	○	介護過程の実践Ⅰ	個別事例を通しての介護過程の展開の実際、チームアプローチと介護過程かかる知識を習得する。	1・通	45	3	○			○		○

25	○		介護過程の実践Ⅱ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程、チームとしての介護過程展開能力を習得する。	2・前	30	2	○			○	○	
26	○		介護研究	介護過程の展開を通した事例研究を行う。	2・通	45	3	○			○	○	
27	○		介護総合演習Ⅰ	介護福祉基礎実習及び介護福祉実習Ⅰにおける事前、事後学習として位置付け、実習に必要な知識や技術の統合を行うとともに、介護観を形成し専門職としての態度を養う。	1・通	60	2		○		○	○	
28	○		介護総合演習Ⅱ	介護福祉実習Ⅱにおける事前学習として位置付け、実習に必要な知識や技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う。	2・前	30	1		○		○	○	
29	○		介護総合演習Ⅲ	介護福祉実習Ⅱにおける事後学習として位置付け、実習に必要な知識や技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う。	2・通	30	1		○		○	○	
30	○		介護福祉基礎実習	介護現場での利用者や家族、職員との関わりを通じて対人援助におけるコミュニケーションの実際を学ぶ。地域社会で暮らす高齢者や障害のある方が、自分しさを維持しながら生活する状況を理解する。	1・通	96	2			○	○	○	○
31	○		介護福祉実習Ⅰ	習得した介護福祉の専門的知識や技術を実際に施設で活用し、生活の場面において根拠に基づいた個別ケアを理解し、対象者に対する基礎的なコミュニケーションや日常生活援助が出来る能力を養う。	1・後	160	3			○	○	○	○
32	○		介護福祉実習Ⅱ	本人の望む生活の実現に向けて他職種との協働の中で、介護福祉専門職としての理解と介護過程を実践する能力を養う。	2・通	200	4			○	○	○	○
33	○		こころとからだのしくみ	身じたく、移動、食事、入浴などの生活活動に対して、人の生活を支援する方法、及び心理的側面への配慮を学ぶ。	1・通	60	4	○			○		○
34	○		医学概論	基本的医学知識、障がい、リハビリテーション、国際生活機能分類、健康の捉え方について学ぶ。	1・前	30	2	○			○	○	
35	○		心理学と心理的支援	心の仕組みの「基礎」を学ぶことにより、他者理解のみならず、自己を理解しコントロールする能力を身につける。	2・後	30	2	○			○		○
36	○		発達と老化の理解	発達の観点から老化を理解し、老化に関する心理や身体の変化の特徴に関する基礎知識を学ぶ。	1・通	60	4	○			○	○	
37	○		認知症の理解Ⅰ	介護・福祉職として身につけておきたい認知症の医学的知識および心理・社会的なケアについての基礎的な知識を学ぶ。	1・前	30	2	○			○		○
38	○		認知症の理解Ⅱ	認知症の理解Ⅰでの基本的な知識を踏まえた上で、実際的な「ケア」に関わる基本を学ぶ。 認知症に関わる制度について学ぶ。	2・前	30	2	○			○	○	○
39	○		障害の理解	障害のある人の心理や身体機能に関する知識を習得するとともに、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した支援を行うための基礎的な知識を学ぶ。	1・前	30	2	○			○		○

40	○		障害者福祉	障がいの概念とその基本理念、障がい者にかかる法制度、支援組織・機関、支援専門職とその役割などを学ぶ。	1 ・ 後	30	2	○			○		○
41	○		医療的ケア I	介護福祉士が他職種との連携をしながら、医療的ニーズを抱える方たちの生活をより豊かにしていくために、「喀痰吸引」「経管栄養」についての知識を養う基本研修授業。	2 ・ 通	68	4	○			○		○
42	○		医療的ケア II	「喀痰吸引」「経管栄養」についての基本研修演習。	3 ・ 前	30	1		○	○	○	○	○
43	○		児童・家庭 福祉	児童福祉の歴史、基本的理念、児童家庭を取り巻く現状、児童福祉の法制度と実施体制や、児童福祉のサービス等を学ぶ。	2 ・ 後	30	2	○		○		○	
44	○		貧困に対する 支援	低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解を深めるとともに、相談援助活動において必要となる生活保護制度などの法制度について学ぶ。	2 ・ 前	30	2	○		○		○	
45	○		保健医療と 福祉	保健医療福祉に携わる専門職の理解とその連携のあり方・方法と保健医療サービスの概要（政策動向、制度概要、保健医療サービス提供のシステム）を学習する。	3 ・ 前	30	2	○		○	○		
46	○		刑事司法と 福祉	司法領域におけるソーシャルワーク実践にかかる基礎的知識を習得する。	4 ・ 前	30	2	○		○		○	
47	○		ソーシャルワークの 基盤と専門 職 I	ソーシャルワーク専門職の基盤を構成する法的位置づけ、その形成過程とソーシャルワークの概念、価値・倫理等、ソーシャルワーク専門職の基本的知識について学ぶ。	1 ・ 前	30	2	○		○		○	
48	○		ソーシャルワークの 基盤と専門 職 II	ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の職域と実践レベル、および総合的かつ包括的な支援における多職種連携等、ソーシャルワーク実践の全体像について学ぶ。	1 ・ 後	30	2	○		○		○	
49	○		ソーシャルワークの 理論と方法 I	ソーシャルワークおよびコミュニティワークに関する基本的枠組みと視点、展開過程およびそのなかで用いられる理論と方法と技術の基礎知識を学ぶ。	2 ・ 前	60	4	○		○		○	
50	○		ソーシャルワークの 理論と方法 II	ソーシャルワーク実践を具体的に展開するために必要となる援助関係の形成、社会資源の活用およびネットワーキングや関連技法に関する知識と技術を学ぶ。またケースカンファレンスや事例分析の方法等、実践の質の向上を目指すための方法・知識を学習し、総合的かつ包括的、実際的な支援のための理論と方法の理解を図る。	2 ・ 後	60	4	○		○		○	
51	○		社会福祉調 査の基礎	社会福祉調査の意義・目的、方法・結果、倫理や個人情報保護について理解する。また、ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。	3 ・ 通	30	2	○		○		○	

52	○		ソーシャルワーク演習 I	ソーシャルワーク専門職として身につけるべき基本的な視点、態度、コミュニケーションに関する基礎知識・技術について学んだ上で、ソーシャルワークの展開過程において用いられる知識・技術について実技指導を中心とする演習を通して実践的に学ぶ。	1 ・ 後	30	1	○	○	○	○	○	○
53	○		ソーシャルワーク演習 II	ソーシャルワーク演習 I で習得した内容を踏まえ、ソーシャルワーク実践事例の分析・検討を通して、支援を必要とする人々とその課題の理解、ソーシャルワーク実践の展開と各過程の具体的理解及び実技指導を行う。	2 ・ 通	60	2	○	○	○	○	○	○
54	○		ソーシャルワーク演習 III	ソーシャルワーク演習 I・II で習得した内容を踏まえ、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と実践の展開過程を実践モデルやアプローチを活用して分析・検討するための実技指導を行う。また、相談援助実習において体験した事例を、スーパービジョンとして検討・研究し、ソーシャルワーク実践の意義および方法の理解を深める。	3 ・ 通	60	2	○	○	○	○	○	○
55	○		ソーシャルワーク実習指導 I	ソーシャルワーク実習に備え、実習の意義、ソーシャルワークが行われる場とそこにおける人、施設・機関、地域、ソーシャルワーク実践の基本的内容について学ぶ。	1 ・ 後	30	2	○	○	○	○	○	○
56	○		ソーシャルワーク実習指導 II	ソーシャルワーク実習に備え、実習施設・機関におけるソーシャルワーク実践の内容と機能の具体的理解および実習において必要とされる知識・技術の習得を図る。また、社会福祉士の役割を理解し、価値・倫理に裏付けられた専門職として実習に臨む姿勢を養う。	2 ・ 通	60	4	○	○	○	○	○	○
57	○		ソーシャルワーク実習指導 III	実習前はソーシャルワーク実習に臨むための最終準備を行う。実習後は自身の実習体験を振り返り、ソーシャルワークの価値・専門知識・技術の観点から概念化・理論化し実習の学びを深め、今後の課題を明確にする。	3 ・ 通	30	2	○	○	○	○	○	○
58	○		ソーシャルワーク実習 I	対象者・地域の状況および課題の把握、資源活用の方法、多職種・多機関および地域住民等との連携等をソーシャルワークの価値・知識・技術に照らして具体的かつ実践的に理解し、またその実践を通して支援を行うための基本的実践能力を養う。	3 ・ 通	240	5		○	○	○	○	○
59	○		経済学	社会人の教養としての経済学の基礎的な知識を修得し、実生活に影響する様々な経済現象を理解する。	4 ・ 前	30	2	○	○	○	○	○	○
60	○		福祉事務所運営論	福祉事務所の法的な性格、機能、組織、各職種の業務内容、関係機関等との連携について学ぶ。	4 ・ 前	30	2	○	○	○	○	○	○
61	○		社会福祉主事実習	社会福祉主事任用資格取得に必要な福祉行政に関する基本的な知識、技能を習得する。	2 ・ 後	30	1	△	○	○	○	○	○

62	○		精神医学と精神医療	精神疾患に関する知識及び精神科病院にかかる法制度、多職種連携にかかる知識を学習する。	2・通	60	4	○			○		○
63	○		現代の精神保健の課題と支援	精神保健の考え方や関係機関、現代社会の課題に対する支援について学習する。	3・通	60	4	○			○		○
64	○		精神保健福祉の原理	「障害者」や「精神障害者」に関する歴史や精神障害者の生活を理解する。また、精神保健福祉の原理と理念を理解し、精神保健福祉士としての職業的アイデンティティの基礎を築くとともに、精神保健福祉士の役割・機能を理解する。	3・通	60	4	○			○		○
65	○		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	ミクロ・メゾ・マクロの連続性・重層性を踏まえ、ソーシャルワーク実践や多職種・多機関連携を理解する。また、関連分野における精神保健福祉士の実践を理解する。	3・通	60	4	○			○		○
66	○		精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーションの概念やプロセス及びプログラムを理解し、援助場面で活用できるよう知識を習得する。	3・後	30	2	○			○		○
67	○		精神保健福祉制度論	精神障害者に関する法制度体系を理解する。また、精神保健福祉法をはじめ医療観察法や経済的支援、生活支援に関する制度の概要と課題、精神保健福祉士の役割を理解する。	3・後	30	2	○			○		○
68	○		ソーシャルワーク演習Ⅳ	精神保健福祉領域の医療機関や福祉サービス事業所におけるソーシャルワークを展開するための専門性の基礎を獲得する。	3・後	30	1		○		○	○	○
69	○		ソーシャルワーク演習Ⅴ	精神保健福祉士に必要な援助技能を獲得し、ミクロ・メゾ・マクロの視野をもって援助展開ができる基盤を醸成する。	4・通	60	2		○		○	○	○
70	○		ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	次年度のソーシャルワーク実習に向けて、精神障害者の生活の実際や実習先の理解を図る。また、見学実習などを通じて当事者への理解を図る。	3・後	30	2	○			○	○	○
71	○		ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	ソーシャルワーク実習に必要な価値・知識・技術を習得し、実習が遂行できるよう準備する。また、実習後は、振り返りを通して、具体的な実習体験を一般化し、体系立てる能力を涵養する。	4・通	60	4	○			○	○	○
72	○		ソーシャルワーク実習Ⅱ	精神科医療機関での実習を通して、個別支援を経験し、精神保健福祉士としての価値・知識・技術を習得する。	4・通	105	2			○	○	○	○
73	○		ソーシャルワーク実習Ⅲ	障害福祉サービス事業所での実習を通して、精神保健福祉士としての価値・知識・技術を習得する。	4・通	105	2			○	○	○	○
74	○		国家試験対策Ⅰ	社会福祉士国家試験合格に向けての基盤づくりを行い、社会保障制度の復習を通じて、勉強の仕方および知識の定着を図る。	3・後	30	2	○			○		○
75	○		国家試験対策Ⅱ	社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格に向け、知識の復習や模擬問題、過去問題等を活用した問題演習を通して学習する。	4・通	120	8	○			○	○	○

76	○		国家試験対策Ⅲ	精神保健福祉士国家試験合格に向け、精神保健福祉士専門科目につき、模擬問題、過去問題等を活用した問題演習を行い学習する。	4・通	90	6	○			○	○	
77	○		国家試験対策Ⅳ	介護福祉士国家試験合格に向け、知識の復習や模擬問題、過去問題等を活用した問題演習を通して学習する。	4・通	30	2	○			○	○	○
78	○		卒業研究Ⅰ	研究を行うにあたって必要な基本的ルール等について学ぶとともに、自分の関心あるテーマを明確にし、4年次の卒業研究に繋げる。	3・後	30	2	○			○	○	
79	○		卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰを踏まえ、4年間の集大成として、自身の関心テーマにつきまとめ、その成果を在学生の前にて発表する。	4・通	60	4	○			○	○	
80	○		キャリアデザインⅠ	4年間を見据えた各学年における方向性を構想・実践することを目的とし、1年次は、職業(将来)イメージの形成と4年間の学生生活のイメージを形成する。	1・通	15	1	○			○	○	
81	○		キャリアデザインⅡ	4年間を見据えた各学年における方向性を構想・実践することを目的とし、2年次は、専門教育を受けるうえでの基盤づくりを行い、社会福祉専門職としての自己的関心をさぐる。	2・通	15	1	○			○	○	
82	○		キャリアデザインⅢ	4年間を見据えた各学年における方向性を構想・実践することを目的とし、3年次は、専門職業人としての意識を醸成し、4年次の就職活動につながるよう社会福祉専門職としての自己の方向性をさぐる。	3・通	30	2	○			○	○	
83	○		キャリアデザインⅣ	4年間を見据えた各学年における方向性を構想・実践することを目的とし、4年次は、これまで積み上げてきた「こうありたい」という自己イメージを確認し、望む就職実現に向けて準備する。	4・通	30	2	○			○	○	
合計					83	科目	4094 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 教育課程の定めるところにより、修業年限以上在学し、教育指導計画に従って授業科目を履修し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て各学年の課程の卒業を認定する。		1学年の学期区分	
履修方法： 教育課程の定めるところにより、教育指導計画に従って授業科目を履修する。		1学期の授業期間	

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。